

共済年金 だより

KKR

平成25年1月発行

No.106

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

<重要>

- 平成24年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について…………… 2頁
- 平成24年分の所得税の確定申告について…………… 3頁

<お知らせ>

- こんなときには届出を…………… 4・5頁
- 平成25年にお支払いする年金から復興特別所得税を源泉徴収します…………… 6頁
- 「ねんきん案内」の同封について
電話番号を変更された方へのお願い
- 読者のひろば、原稿・表紙写真募集…………… 7頁
- 平成25年KKR年金カレンダー・お問い合わせ先…………… 8頁



「春を待つパッチワークの丘」 北海道上川郡美瑛町 立川 孝二 さん（北海道）



「平成24年分 公的年金等の源泉徴収票」は「はがき」で1月中旬に発送します

遺族給付、障害給付は、非課税のため、お送りしておりません

退職共済年金等の受給者の皆様へ

平成24年中に連合会がお支払いした年金の「支払金額」や所得税として徴収した「源泉徴収税額」を載せた「平成24年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」といいます)を、**平成25年1月中旬に発送します。**

- 「源泉徴収票」は、所得税法上、雑所得として課税の対象となる退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金及び船員通算老齢年金を受給されている皆様にお送りします。
- 「源泉徴収票」は、確定申告の際に必要となるほか、年金の支払金額(源泉徴収税額を含む)の証明の際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

「源泉徴収票」の見本

「源泉徴収票」は、圧着式の「郵便はがき」でお届けします。

開いていただくと、「源泉徴収票の主な欄の説明」と「源泉徴収票」があります。

(A面) 源泉徴収票の主な欄の説明		平成24年分 公的年金等の源泉徴収票																											
<p>1. 平成24年中に連合会がお支払いした金額(所得税、社会保険料及び個人住民税を差し引く前の金額)を「支払金額」欄に、源泉徴収した金額を「源泉徴収税額」欄に表示しています。</p> <p>2. 「支払金額」欄及び「源泉徴収税額」欄の区分について</p> <table border="1"> <tr> <td>法第203条の3第1号適用分</td> <td>「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方(注)</td> </tr> <tr> <td>法第203条の3第2号適用分</td> <td>「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金と、65歳からの「退職共済年金」の両方を受給されている方(注)</td> </tr> <tr> <td>法第203条の3第3号適用分</td> <td>「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、または提出を要しない方(注)</td> </tr> </table> <p>(注) 平成24年中に65歳に達した方は、65歳に達した月までの分は「第1号適用分」欄に、65歳に達した翌月からの分は「第2号適用分」欄に、それぞれ記載しています。</p> <p>3. 「本人」、「控除対象配偶者の有無等」、「控除対象扶養親族の数」及び「障害者の数」の欄 源泉徴収の際に受けた所得控除の該当事項を*または人数で表示しています。「特別」の欄に()で人数が記載されている場合は、特別障害者のうちの、同居特別障害者の人数を内書で表示しています。</p> <p>4. 「社会保険料の金額」の欄 年金を支払う際に控除した特別徴収額(介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税))の総額を記載しています。内訳については、摘要欄に記載しています。</p> <p>*「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ 個人住民税は上記1.の社会保険料と異なり、所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載しておりません。</p>		法第203条の3第1号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方(注)	法第203条の3第2号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金と、65歳からの「退職共済年金」の両方を受給されている方(注)	法第203条の3第3号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、または提出を要しない方(注)	<p>住所又は居所 氏名</p> <p>(受給者番号)</p> <p>生年月日</p> <p>明治 大正 昭和 平成 年 月 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払金額</th> <th>源泉徴収税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第203条の3第1号適用分</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>法第203条の3第2号適用分</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>法第203条の3第3号適用分</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>本人 特別障害者 千円 その他の障害者 千円</p> <p>社会保険料の金額 千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象配偶者の有無等</th> <th>控除対象扶養親族の数</th> <th>障害者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有 無 老人控除対象配偶者</td> <td>特 定 老 人</td> <td>特 別 其 他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人 人</td> <td>人 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(摘要)</p> <p>支払者 所在地 千102-8082 東京都田区 九段南1-1-10 九段南1-1-10 名称 国家公務員共済組合連合会 著番号 0:1:1:0:1 整理番号 0:0:1:8:7:1:0:1</p>	区分	支払金額	源泉徴収税額	法第203条の3第1号適用分	千円	千円	法第203条の3第2号適用分	千円	千円	法第203条の3第3号適用分	千円	千円	控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	障害者の数	有 無 老人控除対象配偶者	特 定 老 人	特 別 其 他		人 人	人 人
法第203条の3第1号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方(注)																												
法第203条の3第2号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金と、65歳からの「退職共済年金」の両方を受給されている方(注)																												
法第203条の3第3号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、または提出を要しない方(注)																												
区分	支払金額	源泉徴収税額																											
法第203条の3第1号適用分	千円	千円																											
法第203条の3第2号適用分	千円	千円																											
法第203条の3第3号適用分	千円	千円																											
控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	障害者の数																											
有 無 老人控除対象配偶者	特 定 老 人	特 別 其 他																											
	人 人	人 人																											

「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載しておりません。

平成24年分の所得税の確定申告について

年金所得者の確定申告の手続きが簡素化されています

確定申告手続き簡素化の内容

平成24年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額^(注)が20万円以下となる方は、確定申告書の提出は、原則として不要になりました。

(注) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

収入金額と所得金額

- 収入金額とは、所得税、社会保険料及び個人住民税を差し引く前の金額をいいます。
- 所得金額とは、収入金額から、必要経費(控除額)を引いた後の金額をいいます。



還付申告により所得税が還付される場合もあります

確定申告書の提出を不要とすることができる方であっても、次のような場合に年金から所得税が徴収されている方は、還付申告により所得税が還付される場合もあります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けたい方
- 社会保険料(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方
- 連合会に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方で、平成24年中の控除対象扶養親族等が増えた方
- 連合会に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない方で、基礎的控除や人的控除の所得控除を受けたい方

所得税の確定申告(還付申告)などに関する詳しい内容は、お近くの税務署にお問い合わせください。

所得税の確定申告をしない場合の住民税の申告について

確定申告書の提出を不要とすることができる方で、所得税の確定申告をしなかった場合、次に当てはまるときは、市(区)町村への住民税の申告が必要となります。

- 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の各種控除の適用を受けるとき
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

住民税の申告の手続きについては、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

こんなときには届出を

届出が遅れますと、払い過ぎの年金が生じ、後日、返済をお願いする場合がありますので、ご注意ください

■ 公務員として再就職したとき

退職共済年金・障害共済年金等を受給されている方が、再び国家公務員や地方公務員等として再就職し、共済組合の組合員となられたときは、その翌月から原則として年金の支給が停止になります。



■ 厚生年金保険の被保険者、国会議員等になったとき

退職共済年金・障害共済年金等を受給されている方が、次のいずれかに該当するときは、ボーナス等も含む賃金と年金額の合計額に応じて、年金の一部の支給が停止になることがあります。

1. 厚生年金保険の被保険者、私立学校教職員共済制度の加入者
2. 70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務されている方、私立学校教職員共済制度の特定教職員（昭和12年4月2日以降に生まれた方に限ります）
3. 国会議員、地方議会議員

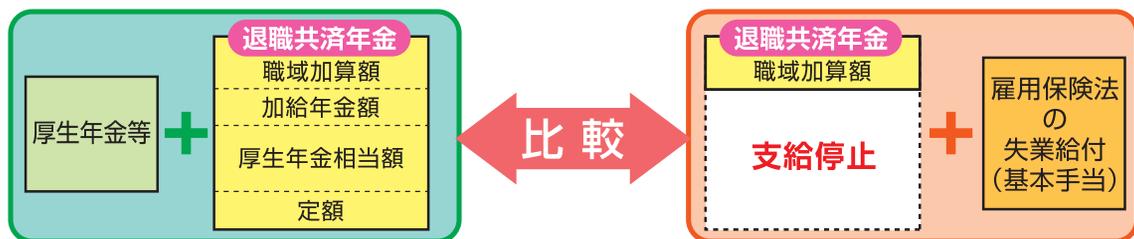
◆届出の内容



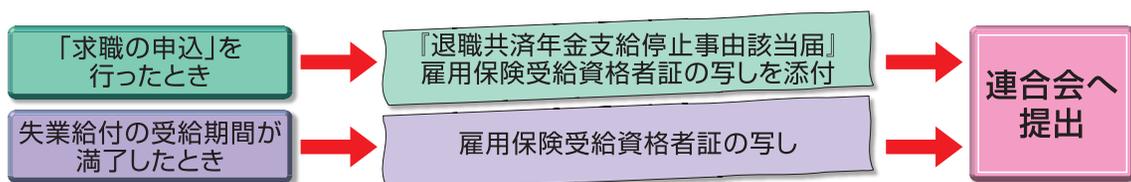
■ 雇用保険法による失業給付を受けようとするとき

65歳までの退職共済年金を受給されている方が、公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをしたときは、**求職の申込みをした月の翌月から退職共済年金の支給が停止となります**（職域加算額を除きます）。

公共職業安定所(ハローワーク)に「求職の申込み」をする前に、失業給付(基本手当)の額を試算し、その受給額と年金受給額を比較して、慎重にご検討ください。



◆届出の内容



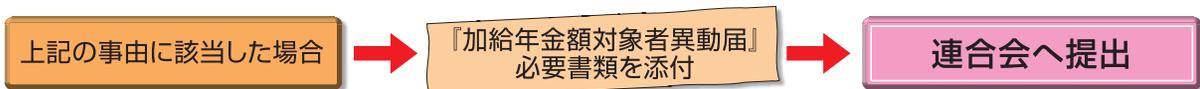
■ 加給年金額が加算されている方へ

加給年金額の対象者が、次のいずれかに該当したときは、届出が必要となります。

対象者	届出が必要となる主な事由
1 加給年金額対象者である配偶者	① 老齢厚生年金または退職共済年金(いずれも加入期間が20年以上または20年以上とみなされる年金)を受けることになったとき ② 障害を事由とする年金(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等)を受けることになったとき ③ 離婚したとき ④ 年金を受給されている方によって生計が維持されなくなったとき ⑤ お亡くなりになったとき
2 加給年金額対象者である子	① 年金を受給されている方の配偶者以外の養子となったとき ② 養子である子が離縁したとき ③ 婚姻したとき ④ 年金を受給されている方によって生計が維持されなくなったとき ⑤ お亡くなりになったとき
3 年金受給権者ご本人	加給年金額が加算された老齢厚生年金を受けることになったとき(老齢厚生年金からの支給が優先されます)

- * 加給年金額対象者である配偶者が65歳になったことにより加給年金額が加算されなくなる場合の届出は必要ありません。
- * 加給年金額対象者がお亡くなりになったときは、住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる場合、届出が省略できます。ただし、加給年金額の払い過ぎが生じる可能性もありますので、お電話等にてご連絡いただきますようお願いいたします。

◆届出の内容



年金に関する各種『届出用紙』について

年金に関する各種届出用紙については、年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会年金部までお電話いただければ用紙をお送りいたします。

また、連合会のホームページから取得することもできます。

<http://www.kkr.or.jp/>

kkk



平成25年にお支払いする年金から 復興特別所得税を源泉徴収します

遺族給付、障害給付は、非課税のため、対象外となります

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源となる「復興特別所得税」を、平成25年にお支払いする年金から、所得税に併せて源泉徴収します。

【源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の額】

源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の額＝年金支給額×合計税率(%)※

※合計税率の計算式

合計税率(%)＝所得税率(%)×102.1%

(例)所得税率5%の場合

合計税率…5%×102.1%＝5.105%

「ねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「ねんきん案内」を同封しましたのでご活用ください。

なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただきますと、組合員料金でご利用いただけます。



電話番号を変更された方へのお願い

お引越しなどにより**電話番号を変更された方**は、年金部から電話による連絡ができなくなりますので、新しい電話番号を年金部にお電話やお手紙等でお知らせください。

なお、お引越しされた場合でも住所変更の届出は、原則として必要ありません(※)。



※平成23年10月1日以降に住民票の住所変更をされた方は、年金部において「住民基本台帳ネットワークシステム」を活用することにより、変更後の住所の確認を行っております。このため、年金部への住所変更の届出は、原則として不要になりました。詳しくは「共済年金だより No.105」(平成24年10月発行)の5頁をご覧ください。

読者のひろば

古希を越えて「第九」に挑戦

昨年の夏、近くの友人からベートーベンの「第九」を歌わないか、と誘われて9月から練習に参加した。始めてみると、発声練習もドイツ語の発音も未経験の私には極めて難しい。なまじっか英語の知識が邪魔して、ドイツ語の歌詞に慣れるのが大変だった。

百歳の今も現役医師で、聖路加国際病院理事長の日野原先生は「70歳になったら今までやったことのない、何か新しいことを始めることです」と勧めておられる。古希を越えた72歳の私にとっては、ドイツ語での「第九」の合唱は全く新しい挑戦だった。

昨年の12月14日、後樂園の「文京シビックホール」の晴れ舞台に立った。200名以上の合唱団のテノールの一員として、第3楽章からステージに上がった。胸は高鳴り、上手くドイツ語が出てくるか、早いリズムの後半を無事に歌えるか、不安が駆け巡る。

汗びっしょりで歌い終えたとき、言いようのない感動と達成感を覚えた。聴きにきた家内や友人たちから「良かったよ！素晴らしい声をかけて頂いた。暑い季節から始まった長く辛い練習の日々が脳裏をかすめた。

健康のためにと、30代後半から始めたマラソンの方は、30年以上も走り続けたことになる。今年もマラソン大会の出場に加え、「第九」の合唱にも出演したいと願っている。

東京都 沖松 昌朗 さん (72歳)

挑戦・実践・苦戦の末に 文部科学大臣賞を受賞

NPO法人として、公立図書館業務を受託した宮崎市立図書館ボランティア活動に参加して13年目。週2日のボランティア活動では、本と人との出会いを楽しみながら充実感を味わっている。

このボランティア活動の合間に、緑に包まれた近くの「市民の森」に出かけ森の中を散策しながら森林浴をしている。

散策道沿いに点々と『万葉歌碑』が建てられているのに気付き疑問に思った。何時、誰が、なぜ、何のために建てたのだらうと近くの管理事務所や市役所、さらには市内の文化人6名の方々に尋ねても判らなかつた。そこで、市民の森に建てられている『万葉歌碑』について挑戦した。

図書館に所蔵する図書資料を参考に現地調査を含め、この日から約9か月間、解決に向けて実践した。苦戦の末、37冊の参考文献と多くの方々から情報提供を受けた結果、疑問が解決した。

「市民の森」誕生の歴史と『万葉歌碑』の建立には密接な関係があった。市民の森は、古事記に記された神話の聖地であり、江戸時代は天領として徳川幕府が統治し、明治以降は林野庁の管理のもと自然豊かな森は今日まで引き継がれてきた。

この森に自生する多くの万葉植物にちなみ当時の市長の提案により、平成元年12月14日、56基の万葉歌碑が建てられたことが判った。

これらの経緯について、『第15回図書館を使った調べる学習コンクール』に応募した結果、応募総数3万点の中から、見事『文部科学大臣賞』を受賞。平成24年3月10日東京で表彰式が行われた。挑戦・実践・苦戦の成果が報われたと思う。

宮崎県 蔵原 敬吾 さん (78歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿をお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

平成25年5月号の本誌の表紙写真を募集します。

5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部年金相談室までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、応募の締切は平成25年2月15日です。



事情により日程が変わることもあります。

定期支給	時期	発送などの予定
定期支給 (12月・1月分)	1月	『平成24年分 公的年金等の源泉徴収票』 中旬 (ハガキ形式) 発送予定 退職(共済)年金の受給者の方へお送りします
15日 定期支給 (12月・1月分)	2月	2月18日 3月15日 平成24年分 所得税の確定申告
定期支給 (2月・3月分)	3月	
15日 定期支給 (2月・3月分)	4月	下旬 『共済年金だより107号』発送予定
定期支給 (4月・5月分)	5月	
14日 定期支給 (4月・5月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』(※) 発送予定
15日 定期支給 (6月・7月分)	8月	『共済年金だより108号』発送予定
15日 定期支給 (8月・9月分)	10月	初旬 『平成26年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』発送予定 ↓ 扶養親族等申告書は、退職(共済)年金の受給者の方へお送りします
定期支給 (10月・11月分)	11月	11月15日(扶養親族等申告書の提出期限)
13日 定期支給 (10月・11月分)	12月	中旬 『共済年金だより109号』発送予定

※ 『年金支払通知書』は、毎年6月定期支給分から翌年4月定期支給分までの支給額等をお知らせします。なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金払渡金融機関を変更される方へ

- 年金払渡金融機関変更の届出は、**毎支給月の前月(奇数月)の15日までに連合会年金部に届くように投函してください。**
- 提出期限が近い場合、書類に不備などがあると、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、日程に余裕を持ってお届けください。
- 現在使用している口座を解約される場合は、新しい口座に年金が振り込まれたことを確認してから、解約してください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03(3265)8141 (代表)

- ◆ 電話でのお問い合わせは、土・日・祝日及び年末年始を除く午前9時から午後6時までとなります。
- ◆ お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。
- ◆ 電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)